

## 募集要領

### 田辺市農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者募集要領

農業委員会等に関する法律に基づき、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に取り組む農業委員会の委員（以下「農業委員」という）及び農地利用最適化推進委員の各委員候補者を次のとおり募集します。

#### 1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

#### 2 募集期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月12日（火）まで

#### 3 推薦・応募方法

別添の推薦申込書又は応募申込書に所要事項を記入し、期間中に田辺市農業委員会事務局へ提出してください。なお、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ F A X並びにメールによる提出は受け付けません。

※ 推薦及び募集の状況は、法令等の規定により推薦申込書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所、電話番号、生年月日を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

#### 4 候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が、定数を超えた場合等、農業委員においては委員候補者評価委員会で評価のうえ市長が選定し、農地利用最適化推進委員においては農業委員会が評価のうえ選定します。

#### 5 選考の結果

選考結果は、令和8年5月中旬以降に本人宛に郵送通知します。

#### 6 個人情報の取り扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的には使用することはありません。

#### 7 定数

- (1) 農業委員 19人（推薦(3人以上の農業者又は団体)又は応募)
- (2) 農地利用最適化推進委員 26人（別紙1の各農地利用最適化推進委員が担当する区域に1人又は2人）

#### 8 任期

##### (1) 農業委員

任命の日（令和8年7月20日）から3年間

##### (2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

## 募集要領

### 9 職務

#### (1) 農業委員

農地転用、農地権利移動、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項について審議、現地の確認等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消など、農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議（総会）は、毎月1回（毎月10日を原則）の開催となります。

#### (2) 農地利用最適化推進委員

担当地区において農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）を進めるための現場活動が主な職務となります。

また、農地の無断転用の防止・解消などを図るためのパトロール調査等のほか、必要に応じて農業委員会の会議（総会）へ出席し、農地の権利移動及び転用等についての報告等を行う場合もあります。

### 10 身分及び報酬額

いずれも地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員で、「田辺市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき報酬を支払います。

### 11 問合せ先

〒646-8545

田辺市東山一丁目5番1号

田辺市農業委員会事務局

電話0739(26)9946

募集要領

別紙 1

区域名	区域の詳細	定員 (人)
芳養地区	芳養町・元町・目良・天神崎	2
中芳養地区	中芳養	2
上芳養地区	上芳養	2
稲成地区	稲成町	2
秋津地区	秋津町・上の山・明洋・古尾	1
上秋津地区	上秋津	2
秋津川地区	秋津川	1
万呂地区	上万呂・中万呂・下万呂・神子浜・東陽・湊・高雄	1
三栖地区	上三栖・中三栖・下三栖・城山台	2
長野地区	長野・上野・伏兔野	2
新庄地区	新庄町・神島台・たきない町・文里・東山・学園	1
龍神地区	旧龍神村	2
中辺路地区	旧中辺路町	2
大塔地区	旧大塔村	2
本宮地区	旧本宮町	2